
令和8年度融資制度 改正内容について

日本政策金融公庫
国民生活事業

融資制度の主な改正一覧

01 経営者保証免除特例制度

02 企業活力強化資金

i BCP関連

ii バス・タクシー関連

iii 支払条件改善関連

03 経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）

i 米国自動車関税関連

ii 中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等関連

04 環境・エネルギー対策資金

○建設機械等関連

01 経営者保証免除特例制度



保証免除時の上乗せ利率が一律不要となりました！

概要



- 原則、決算を2期以上実施している法人で、以下の要件を満たす方が対象となります。
 - ・ 法人と代表者の方の一体性の解消が一定程度図られていること
 - ・ 財務面の要件（2期連続して赤字でないこと、直近決算で債務超過でないこと）を満たすこと
- 上記の他に、これから創業される方（創業して2期終えていない方を含む）や特定の融資制度を利用される方なども対象となる場合があります。詳細は次のページをご確認ください。

制度のポイント

上乗せ利率が撤廃されました。

これまで、ご利用いただくにあたり、該当する要件や担保の有無によって、0.1%~0.3%の利率が上乗せされる場合があります。令和8年度からは、これらの上乗せ利率は一律必要ありません。

こんな方におすすめ

- 利率が上がらないよう、経営者保証に加入していた方
- 事業上の必要が認められない法人から経営者への貸付金等がない方

01 経営者保証免除特例制度

ご利用いただける方	必要な要件	
	Aの要件(※)	Bの要件(※)
次の1から7までのいずれかの要件を満たしており、経営状況等から借入返済が可能と見込まれる法人の方		
1. 税務申告を2期以上実施している方	○	○
2. 新たに事業を始める方または税務申告を2期終えていない方	—	○
3. 物的担保の提供がある方	—	○
4. 新規開業後おおむね5年以内の方（税務申告を2期以上実施している方に限ります。） で、かつ技術・ノウハウ等に新規性がみられる方等	—	○
5. ソーシャルビジネス支援資金を適用する特定非営利活動法人	—	—
6. 事業承継・集約・活性化支援資金または生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金を利用される方	—	—
7. 取引金融機関において代表者保証の免除に関する協調対応が見込める方または取引金融機関から代表者保証を免除された借入の残高がある方	—	—

(※) A：次のいずれかの要件を満たす方

(a) 最近2期の決算期において、**減価償却前経常利益が2期連続して赤字でないこと**

(b) 直近の決算期において**債務超過となっていないこと**

B：**事業上の必要が認められない法人から経営者への貸付金等がないこと**について、公庫において確認ができること

02 企業活力強化資金

i BCP関連



BCPを策定し、有事の際にも事業の継続を目指す方を応援します！

概要



- 自らBCP等を策定し、事業用の施設の耐震化などに加え、有事の際における事業継続力を高める取り組みが対象となります。
- 設備資金だけでなく**運転資金にも利用可能**です。
- **以下の認定**を受けている場合は、計画内の設備資金に**特別利率C**の適用が可能です。
 - ・ 中小企業等経営強化法に基づく「**事業継続力強化計画**」または「**連携事業継続力強化計画**」

制度のポイント

BCP（事業継続計画） に取り組むための資金

事業者のみなさまの事前防災、事業継続力強化の支援を目的に新設された融資制度です。

こんな方におすすめ

- 災害発生後も事業が継続できるよう、発電機の導入を検討している。
- 一社専属だと有事の際に受注が途絶える可能性があるため、新規取引先開拓に取り組みたい。

02 企業活力強化資金

i B C P 関連

ご利用いただける方

自ら策定したBCP等に基づき、防災に資する施設等の整備を行う方

資金のお使いみち

BCP等に基づき、防災に資する施設等の整備（改善及び改修を含む。）を行うために必要な設備資金および
運転資金

融資限度額

7,200万円

ご返済期間

設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内）
運転資金：10年以内（うち据置期間2年以内）

利率（年）

設備資金：特別利率B（一部の要件を満たす場合は特別利率C）
運転資金：特別利率A

02 企業活力強化資金

ii バス・タクシー関連



路線バスや個人タクシー等を手掛ける方が対象です！

概要



- バスやタクシーといった自動車を用いた旅客運送業務を行い、**地域の公共交通を支える方が対象**となります。
- 設備資金について、**車両等を更新**する場合は**特別利率A**、**以下の認定**を受けている場合は**特別利率C**の適用が可能です。
 - ・ 地域交通法に基づく「**認定道路運送高度化実施計画**」、「**認定地域旅客運送サービス継続実施計画**」、「**認定貨客運送効率化実施計画**」および「**認定地域公共交通利便増進実施計画**」

制度のポイント

地域交通を支えるための資金

昨今、人口減少や運転手不足により、バスやタクシーといった地域交通網の縮小が進んでおり、交通空白の解消を目的に新設された融資制度です。

こんな方におすすめ

- バス内の設備を最新のものに更新し、DX化を図るとともに、運転手の負担を軽減することで人員を確保したい。
- タクシー車両が古くなり、車両更新をすることで、経営を効率化させたい。

02 企業活力強化資金

ii バス・タクシー関連

ご利用いただける方

道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業を行う方またはこれらの方を構成員とする事業協同組合等

資金のお使いみち

自動車を用いた旅客の運送にかかる業務の効率化、合理化または共同化を図るために必要とする設備資金および
運転資金

融資限度額

7,200万円

ご返済期間

設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内）
運転資金：10年以内（うち据置期間2年以内）

利率（年）

設備資金：基準利率（一部の要件を満たす場合は、特別利率Aまたは特別利率C）
運転資金：基準利率

02 企業活力強化資金

iii 支払条件改善関連



支払手形の完全現金化に取り組む方に適用される利率が引下げとなりました！

概要



- 支払手形を振り出している方で、完全現金化もしくは支払サイトの短縮に取り組む方が対象となります。
- 運転資金のほか、支払条件と同時に生産性向上のための設備を導入する場合は、その設備資金も対象となります。
- 支払手形を完全現金化される場合は特別利率Bの適用が可能です。

制度のポイント

支払条件を改善させるための資金

令和8年1月の取適法の施行に伴い、対象となる事業者は手形払が禁止されます。こうした背景を踏まえ、支払手形の完全現金化、手形サイトの短縮に取り組む方を支援しています。

こんな方におすすめ

- 支払手形の振り出しをやめたいが、資金繰りに不安がある。
- 新設備を導入すれば製造工程が短縮されるので、委託事業者への支払も短縮することができる。

02 企業活力強化資金

iii 支払条件改善関連

ご利用いただける方 取引先に対する支払条件の改善に取り組む方

資金のお使いみち

取引先に対する支払条件の改善に取り組む方が必要とする設備資金および運転資金
(設備資金は、支払条件の改善と同時に行う生産性向上のための資金に限る。)

融資限度額

7,200万円

ご返済期間

設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内）
運転資金：10年以内（うち据置期間2年以内）

利率（年）

基準利率（一部の要件を満たす場合は、特別利率B）

03 経営環境変化対応資金

(セーフティネット貸付)

i 米国自動車関税関連



米国自動車関税措置等により、収益に影響を受けている方向けの制度です。

概要



- セーフティネット貸付のうち、「**米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口**」に該当する方が対象です。
- **米国企業等との直接取引がない場合**でも対象となる場合があります。
- 以下の要件を満たす方は**特別利率Q**の適用が可能です。
 - ・ **売上高、売上高総利益率または売上高営業利益率が、前期と比べて5%以上減少**

制度のポイント

米国関税の影響に対応するための資金

セーフティネット貸付について、米国自動車関税措置等の影響を受けられた方への利率引き下げが開始しています。

こんな方におすすめ

- 大手自動車メーカーから部品製造を委託されているが、米国関税の影響から自動車自体の製造が減少したため、当社の受注も減少し、売上が下がった。
- 第三国の工場に製造委託しているが、第三国が米国に対し関税の対抗措置を行っているため、材料費が高騰し利益が減った。
- 飲食店を経営しており、普段は近くにある世界的製造メーカーの工場に勤務する人が多く来店するが、工場の稼働が減少したため客足が減り、売上が下がってしまった。

融資制度の主な改正一覧

03 経営環境変化対応資金 (セーフティネット貸付)

i 米国自動車関税関連

ご利用いただける方

米国自動車関税措置等の影響を受けており、かつ、最近における売上高総利益率または売上高営業利益率もしくは売上高が前期に比し5%以上減少している方

資金のお使いみち

社会的な要因などにより企業維持上緊急に必要とする設備資金または経営基盤の強化を図るために必要とする
運転資金

融資限度額

7,200万円

ご返済期間

設備資金：20年以内（うち据置期間3年以内）
運転資金：10年以内（うち据置期間3年以内）

利率（年）

特別利率Q

03 経営環境変化対応資金

(セーフティネット貸付)

ii 中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等関連



中東情勢の悪化による影響を受けている方が対象に追加されました。

概要



- セーフティネット貸付のうち、「**中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口**」に該当する方が対象です。
- **中東企業との直接取引がない場合**や**原油価格の上昇をはじめとした物価高の影響を受けている場合**でも、対象となる場合があります。
- 以下の要件を満たす方は**特別利率Q**の適用が可能です。
 - ・ **売上高、売上高総利益率**または**売上高営業利益率**が、**前期と比べて5%以上減少**

制度のポイント

中東情勢の悪化や物価高の影響に対応するための資金

セーフティネット貸付について、中東情勢の影響を受けられた方への利率引き下げが開始しています。また、原油価格の上昇をはじめとした、物価高の影響を受けられた方についても、引き続き対象となっています。

こんな方におすすめ

- ドバイの食料品店に生鮮食品を輸出しているが、中東情勢の悪化により現地の店舗が閉鎖し、輸出がストップして売上が減少してしまった。
- 衣料品製造を行っているが、原油価格の上昇などから原材料や経費負担が重く、利益率が下がってしまった。

融資制度の主な改正一覧

03 経営環境変化対応資金 (セーフティネット貸付)

ii 中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等関連

ご利用いただける方

原油価格上昇をはじめとした原材料・エネルギーコスト増の影響もしくは中東・ウクライナ情勢の変化の影響を受けており、かつ、最近における売上高総利益率または売上高営業利益率もしくは売上高が前期に比し5%以上減少している方

資金のお使いみち

社会的な要因などにより企業維持上緊急に必要とする設備資金または経営基盤の強化を図るために必要とする運転資金

融資限度額

7,200万円

ご返済期間

設備資金：20年以内（うち据置期間3年以内）
運転資金：10年以内（うち据置期間3年以内）

利率（年）

特別利率Q

04 環境・エネルギー対策資金

○ 建設機械等関連



対象となる建設機械の種類が増えました！

概要



- 国土交通省が認定する「[燃費基準達成建設機械 \(リンク\)](#)」、「[GX建設機械 \(リンク\)](#)」および「[省人化建設機械 \(リンク\)](#)」に適合する建設機械等を購入される方も対象となりました。
 - ・ 該当する型式のリストは、国土交通省のホームページにてご確認ください。
- 認定型式以外の建設機械から、認定型式に買い換えられる場合は、**特別利率B**の適用が可能です。

制度のポイント

建設現場の脱炭素化に取り組むための資金

建設現場の脱炭素化を目的に、令和12年をめぐりに、国土交通省が発注する工事では、認定型式の油圧ショベルの使用が原則化されます。こうした背景を踏まえ、燃費性能の優れた建設機械等を購入される方を支援しています。

こんな方におすすめ

- 燃費性能の高い油圧ショベルやブルドーザ、ホイールローダの購入を考えている。
- ICT機能を有する建設機械を購入して、建設作業員の負担を減らしたい。

04 環境・エネルギー対策資金

○ 建設機械等関連

ご利用いただける方

一定の基準に適合する建設機械等を取得する方（取得後リース・レンタルする方を含む。）

資金のお使いみち

次のいずれかの建設機械等を取得するために必要な設備資金

- ア 燃費基準達成建設機械
- イ GX建設機械
- ウ 特定特殊自動車
- エ 省人化建設機械

融資限度額

7,200万円

ご返済期間

20年以内（うち据置期間2年以内）

利率（年）

基準利率（一部の要件を満たす場合は、特別利率Aまたは特別利率B）

ご不明な点があれば
お気軽にご質問ください

日本政策金融公庫 堺支店 国民生活事業

融資第二課 担当：大澤

経営環境変化対応資金

社会的、経済的環境の変化など外的要因により、一時的に、売上の減少など業況悪化をきたしているが、中長期的には、その業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援します。

安定資金で
安定経営。

対象者

社会的、経済的環境変化の中で、資金の導入をお考えの方

融資限度額

直接貸付

7億2千万円

金利

長期固定

融資期間

設備資金

20年以内
(うち据置期間3年以内)

運転資金

10年以内
(うち据置期間3年以内)

日本政策金融公庫 中小企業事業の 経営環境変化対応資金

ご利用いただける方		ご利用いただける資金 ^(注1)	融資限度額	融資利率 ^(注2)	融資期間
社会的、経済的環境の変化など外的要因により、一時的に売上減少など業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる方で、次のいずれかに当てはまる方		社会的な要因などにより企業維持上緊急に必要な設備資金および経営基盤の強化を図るために必要な長期運転資金	直接貸付 7億2千万円	基準利率(長期運転資金に限り、上限3.0%) ただし、(E)に当てはまる方のうち、次のいずれかに該当する方については、基準利率-0.4%(上限3.0%) (1) 原油価格上昇をはじめとした原材料・エネルギーコスト増の影響、中東・ウクライナ情勢の変化の影響または米国自動車関税措置等の影響を受けており、かつ、最近における売上高総利益率または売上高営業利益率が前期に比し5%以上減少している方 (2) 原油価格上昇をはじめとした原材料・エネルギーコスト増の影響、中東・ウクライナ情勢の変化の影響または米国自動車関税措置等の影響を受けており、かつ、最近における売上高が前期に比し、5%以上減少している方	設備資金 20年以内 (うち据置期間3年以内) 運転資金 10年以内 (うち据置期間3年以内)
A	最近の決算期における売上高が前期または前々期に比し5%以上減少している方				
B	最近3カ月間の売上高が前年同期または前々年同期に比し5%以上減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれる方				
C	最近の決算期における純利益額または売上高経常利益率が前期または前々期に比し悪化している方				
D	最近の取引条件が回収条件の長期化または支払条件の短縮化などにより0.1ヵ月以上悪化している方				
E	社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障をきたしている方またはきたすおそれのある方				
F	最近の決算期において、赤字幅が縮小したものの税引前損益または経常損益で損失を生じている方				
G	前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの利益準備金および任意積立金などの合計額を上回る繰越欠損金を有している方				
H	前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの債務償還年数が15年以上である方				

(注1) 長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含みます。

(注2) 信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。

その他

■保証人 直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。

融資のお申し込み

●直接貸付 日本公庫中小企業事業の窓口にお申し込みください。

上記は本制度の概要です。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口または事業資金相談ダイヤルにお問い合わせください。

お問い合わせ窓口

JFC 日本政策金融公庫
中小企業事業

本店 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4

<https://www.jfc.go.jp/>

事業資金相談ダイヤル

(行こうよ！公庫)

0120-154-505

2026年3月23日
株式会社日本政策金融公庫

「中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」の設置について

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、全国152支店（※）に設置している「ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」を「中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」に3月23日付で拡充しました。

日本公庫は、昨今の中東情勢や原油価格上昇などにより影響を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

（※）最寄りの支店にて、皆さまからのご相談に対応しています。各支店の住所・電話番号・営業時間等は日本公庫ホームページをご覧ください。<https://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html>

<主な融資制度>

1 中小企業・小規模事業者向け

	国民生活事業	中小企業事業
適用できる制度	経営環境変化対応資金	
融資限度額	7,200万円	7億2,000万円
融資期間（うち据置期間）	設備資金 20年以内（3年以内） 運転資金 10年以内（3年以内）	

2 農林漁業者向け

	農林水産事業
適用できる制度	農林漁業セーフティネット資金
融資限度額	（一般）600万円 （特認）年間経費等の6/12以内（※）
融資期間（うち据置期間）	15年以内（3年以内）

（※）簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用されます。

地域再生法による地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の概要

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画とは、一定の要件を満たした地域において、本店又は主たる事業所その他の地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものとして特定業務施設（事務所・研究所・研修所）を整備する事業の実施に関する計画です。

当該事業には、以下の類型があり都道府県知事から上記整備計画の認定を受ける必要があります。

- (1) 移転型事業 東京 23 区から一定の要件を満たした地域に、特定業務施設を移転して整備する事業
- (2) 拡充型事業 一定の要件を満たした地域において、特定業務施設を整備する事業

※ 令和6年度税制改正により、特定業務施設と併せて整備される子育て支援施設と社宅等も対象へ追加となりました。

※ 制度の詳しい内容・手続きの手順については右の二次元コードからご確認ください。

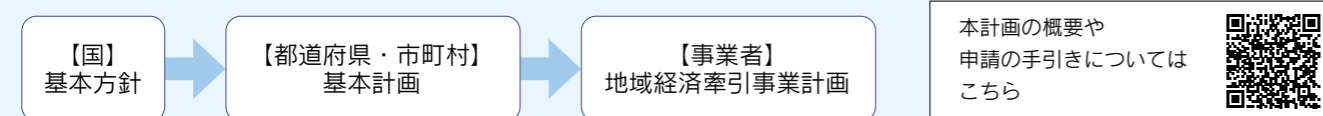
本計画の概要や
申請の手引きについては
こちら



地域未来投資促進法による地域経済牽引事業計画の概要

「地域未来投資促進法」は、地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、また、地域の事業者に対する相当の経済効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進することを目的とする法律です。

都道府県・市町村が作成した「基本計画」に基づき事業者が作成する「地域経済牽引事業計画」を、都道府県知事が承認します。



本計画の概要や
申請の手引きについては
こちら



STEP
01

申請書類の作成

都道府県・市町村が定める「基本計画」に基づき、以下の要件を満たす必要があります。

- 地域の特性を活用すること
- 高い付加価値を創出すること
- 地域の事業者への経済的効果を有すること

STEP
02

審査・承認

「地域未来投資促進法における地域経済牽引事業計画のガイドライン」に則り策定した計画を都道府県に提出し、承認を受けます。

STEP
03

認定を受けた場合、下記のような支援措置が整備されています。

金融支援

日本政策金融公庫の特別貸付（金利の優遇）、中小企業信用保険法の特例措置（通常の保証限度額とは別枠）の対象になります。

税制優遇

地域経済牽引事業に従った設備投資を行う場合、法人税等の特別償却（最大 50%）又は税額控除（最大 6%）を受けることができます。
※都道府県の承認に加え、国（主務大臣）の確認を受ける必要があります。

規制の特例措置

都道府県・市町村が定める基本計画において工場立地特例対象区域が設置されている場合、市町村が定める条例に従って、工場立地時の環境施設面積率・緑地面積率が緩和されます。その他規制の特例措置等については、経済産業省ホームページをご確認ください。

融資制度の概要

融資限度額

7億2千万円

融資期間

設備資金 20 年以内（うち据置期間 2 年以内）
運転資金 10 年以内（うち据置期間 2 年以内）



▶ ご融資のイメージ



新工場の取得（雇用が増加する設備投資）

A社は建設機械用ゴム製品の製造業者。新たなメーカーとの取引開始にあたり、生産能力拡充を目的に過疎地域に新工場取得を計画。新工場取得に伴い、新たに従業員を3名採用予定。

公庫は取引金融機関と連携して、新工場取得に必要な設備資金を融資。



特定業務施設の地方への移転

ソフトウェア開発事業を営むB社は、人材確保を目的に情報処理部門の事務所（特定業務施設）を人材獲得競争が激しい都市部から地方へ移転することを計画。都道府県知事から計画の認定を受けた。

公庫は取引金融機関と連携し、事務所移転に必要な資金を支援。

※地方活力向上地域等特定業務施設整備計画については裏面もご参照ください。



地域経済牽引事業計画に基づく設備投資

金属製品製造業を営むC社は、承認を受けた地域経済牽引事業計画に基づき、受注増加への対処を目的とした新工場を取得する。

公庫は取引金融機関と連携し、新工場取得に必要な資金を融資。

※地域経済牽引事業計画については裏面もご参照ください。



まち・ひと・しごと創生総合戦略に合致する事業

D市は、まち・ひと・しごと創生総合戦略において持続可能な都市の実現を掲げ、沿岸部の土地の利活用と施設整備を重点課題としている。E社はD市からの支援を受けて沿岸部での複合施設の建設を計画。

公庫は取引金融機関と連携し、複合施設の建設に必要な資金を融資。

企業

取引金融機関

日本公庫



公庫は取引金融機関と連携し、地域への経済波及効果の高い事業活動の促進や地域における雇用促進などを通じて地域経済の活性化を図る中小企業の皆さまを支援しています。

▶ 適用利率表

ご利用いただける方		ご利用いただける資金	融資利率	
1	雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う方	設備資金および長期運転資金	設備資金 運転資金	下表のとおり 基準利率
2	地域再生法に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた方	認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って事業を行うために必要な設備資金および長期運転資金	設備資金 2億7千万円まで 2億7千万円超 運転資金	特別利率③ 基準利率 基準利率
3	地域未来投資促進法に基づき都道府県知事の承認（変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に従って事業を行う方（特定事業者またはみなし特定事業者を含む。）	承認地域経済牽引事業計画に従って事業を行うために必要な設備資金および長期運転資金	設備資金 2億7千万円まで ただし、次のいずれかに該当する方は特別利率③（みなし特定事業者を除く。） ・新規開業しておおむね7年以内 ・困難な経営状況にある ・公庫と民間金融機関との連携支援を受ける 2億7千万円超 運転資金	特別利率① 特別利率③ 基準利率 基準利率
4	本社を地方自治法に規定する特別区から地方に移転する方または店舗・事務所等を地方に新設若しくは増設する方であって、一定の要件を満たす雇用を行う方	事業を行うために必要な設備資金および長期運転資金	2億7千万円まで 2億7千万円超	特別利率① 基準利率
5	まち・ひと・しごと創生法に基づき策定された都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略または市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略により、地方創生に資する事業として地方公共団体が認めた事業を行う方		2億7千万円まで 2億7千万円超	特別利率① 基準利率

▶ ご利用いただける方1 設備資金の融資利率表

設備投資の対象地域	雇用予定人数	
	3名以上	2名以上（注1）
過疎地域、半島地域、離島地域、振興山村、特別豪雪地帯	2億7千万円まで 特別利率③ 2億7千万円超5億4千万円まで 特別利率①	2億7千万円まで 特別利率①
過疎地域を含む広域市町村圏内の非過疎市町村 過疎地域に隣接している非過疎市町村（政令指定都市を除く）	2億7千万円まで 特別利率② 雇用予定人数が5名以上かつ3名は過疎地域居住者である場合 2億7千万円まで 特別利率② 2億7千万円超5億4千万円まで 特別利率①	2億7千万円まで 特別利率①
過疎地域に隣接している非過疎市町村（政令指定都市）	2億7千万円まで 特別利率②	2億7千万円まで 特別利率①
農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第5条に基づく産業導入地区	2億7千万円まで 特別利率② 2億7千万円超5億4千万円まで 特別利率①	2億7千万円まで 特別利率①
上記以外の地域（注2）	2億7千万円まで 特別利率①	2億7千万円まで 特別利率①

設備投資額が事業用固定資産の30%以上を占める場合は、2億7千万円までを4億円まで、2億7千万円超5億4千万円までを4億円超6億7千万円までに読み替えて、特別利率を適用できます。特別利率の限度額を超える部分は基準利率となります。

（注1）中小企業信用保険法に定める特定業種、従業員20人以下の企業または女性、若年者（35歳未満）もしくは高齢者（60歳以上）を雇用する場合は1名以上

（注2）社会保険および労働保険への加入義務がある法人の方は、加入されていることが必要です。

令和7年7月16日
堺市
株式会社日本政策金融公庫
堺支店

堺市と日本公庫堺支店が地方創生に係る融資制度を活用した連携を拡充
～イノベーションを生み出す産業の創出等に取り組む堺市の事業者を支援～

堺市と日本政策金融公庫(略称:日本公庫)堺支店中小企業事業は、日本公庫の融資制度「地域活性化・雇用促進資金(地方創生関連)」を活用した連携を拡充します。

本融資制度は、地方創生に資する事業として地方公共団体が認めた事業を行う事業者が対象となるもので、今般、堺市産業戦略部にて所管するイノベーションを生み出す産業の創出等を目的とした事業等に参加、利用又は認定された方で、堺市長の証明を受けた事業者が新たに制度適用の対象となりました。

本融資制度を活用した連携は、令和7年2月に開始した堺市ダイバーシティ推進部所管と日本公庫の連携に次ぐものです。

堺市と日本公庫は、地域の中小企業・小規模事業者の方々の支援を通じ、さらなる地方創生の推進に取り組んでまいります。

<制度の概要>

制度名	地域活性化・雇用促進資金(地方創生関連)【中小企業事業の融資制度】
ご利用いただける方	堺市産業戦略部にて所管する別紙の対象事業(支援対象)等に参加、利用又は認定された方で堺市の証明を受けた事業者
資金のお使いみち	該当する方が、事業を行うために必要な設備資金及び運転資金
融資限度額	7億2,000万円
ご返済期間	設備資金: 20年以内[うち据置期間2年以内] 運転資金: 7年以内[うち据置期間2年以内]
利率(年)	2億7,000万円まで 特別利率① 2億7,000万円超 基準利率
担保・保証人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。

※ お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。
※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

<お問合わせ先>

堺市 産業振興局 産業戦略部 イノベーション投資促進室 (担当:堀尾、西浦) TEL072-228-7629
日本公庫 堺支店 中小企業事業 (担当:松原、堀) TEL072-255-1261

別紙

堺市産業戦略部各課にて所管するイノベーションを生み出す産業の創出等を目的とした事業等一覧

所管課名	対象事業（支援対象）等	
イノベーション投資促進室	先端設備等導入計画の認定	
	堺市イノベーション投資促進条例の認定	
	企業成長促進補助金	
中百舌鳥イノベーション創出 拠点担当	アクセラレーションプログラム ・さかいアクセラ（SaCLa） ・INNOVATORS BOOTCAMP in SAKAI ・さかいスタートアップアクセラレーション業務 ・さかいスタートアップグロースプログラム業務	
	社会的インパクト創出につながるアクセラレーション業務	
	堺市スタートアップ実証推進事業	
	ベンチャー調達認定制度	
	インキュベーション支援（S - Cube 入居者及び退去者※）	
	地域産業課	堺市 DX 新規事業創出業務
		堺市新事業チャレンジ支援補助金

（※）申請時点で入居している者及び、過去に入居していた者のうち、現在も入居時と同一内容の事業を継続して行っているもの。

令和 7 年 1 月 27 日
堺 市
株式会社日本政策金融公庫
堺 支 店

堺市と日本公庫堺支店が地方創生に係る融資制度を活用した連携を開始
～ワークライフマネジメント、女性活躍推進等の働き方改革に取り組む堺市の事業者を支援～

堺市と日本政策金融公庫(略称:日本公庫)堺支店中小企業事業は、日本公庫の融資制度「地域活性化・雇用促進資金(地方創生関連)」を活用した連携を開始します。堺市と日本公庫の間で、当該融資制度を活用した連携は初の取り組みとなります。

本融資制度は、地方創生に資する事業として地方公共団体が認めた事業を行う事業者が対象となるもので、今般、「さかい『働コミ』Company」の登録事業者で堺市長の証明を受けた事業者等が制度適用の対象となりました。

「さかい『働コミ』Company」は、堺市内に店舗、工場、事業所を有し、ワークライフマネジメント、女性活躍推進等の働き方改革に取り組み、その内容、効果又は成果を公表できる事業者等を、登録事業者として堺市が認証・登録する制度です。

堺市と日本公庫は、地域の中小企業・小規模事業者の方々の支援を通じ、さらなる地方創生の推進に取り組んでまいります。

<制度の概要>

ご利用いただける方	「さかい『働コミ』Company」登録事業者で堺市長の証明を受けた事業者
資金のお使いみち	該当する方が、事業を行うために必要な設備資金及び運転資金
融資限度額	中小企業事業 : 7 億 2,000 万円
ご返済期間	設備資金: 20 年以内[うち据置期間2年以内] 運転資金: 7 年以内[うち据置期間2年以内]
利率(年)	中小企業事業: 2 億 7,000 万円まで 特別利率① 2 億 7,000 万円超 基準利率
担保・保証人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。

※ お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。
※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

<お問い合わせ先>

堺市 市民人権局 ダイバーシティ推進部 ダイバーシティ企画課 (担当:阪下、甚野) TEL072-228-7408
日本公庫 堺支店 中小企業事業 (担当:松原、堀) TEL072-255-1261